

令和7年度 第1回

足寄町総合教育会議議案

日時：令和7年12月19日（金）

10時00分～

場所：町民センター 会議室1・2

足 寄 町

会議次第

1 開会

2 町長あいさつ

3 協議事項

(1) 足寄町の部活動地域展開及び学校における働き方改革に関する報告について

(2) 令和8年度主な総合計画計上事業について

(3) その他

4 閉会

協議事項

- (1) 足寄町の部活動地域展開及び学校における働き方改革に関する報告について

足寄町の部活動地域展開及び 学校における働き方改革に関する報告

足寄町教育委員会教育総務室

足寄町の部活動地域展開に関する報告

●学校部活動の現状

これまで、部活動は参加する生徒にとって、スポーツや文化芸術等の活動を通じて、学習とは異なる集団での経験や人間形成、豊かな学校生活を実現する場として重要な役割を担ってきました。

一方で、全国的に少子化が進む中、本町でも各学校単位で部活動を維持することが困難になったり、活動・指導経験のない教員が部活動を指導せざるを得なくなったりすることで、生徒の多様なニーズに応じた指導が難しくなっています。また、休日の部活動が中学校教職員の長時間勤務の大きな要因となっており、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

●部活動の地域展開とは

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）では、これらの課題を解決するため、少子化が進む中でも生徒にとってより良い活動環境を構築するとともに、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を進めるため、令和5年度から令和7年度までの3年間を部活動地域移行の「改革推進期間」として、休日の活動について段階的に地域移行していく方針を示し、令和6年度には「地域移行」が「地域展開」と名称変更されました。休日における部活動の地域展開等の確実な実行・定着と平日における改革に取り組むため「改革実行期間」として前期3年間（令和8年度～令和10年度）と後期3年間（令和11年度～令和13年度）の6年間が設定されています。

●検討協議会・情報交換会の開催及び周知活動、外部指導体制整備

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
検討協議会設立		自治会回覧による住民周知		自治会回覧による住民周知	
検討協議会開催	3回	検討協議会開催	3回	検討協議会開催	1回
関係団体への説明	体育協会 文化協会 スポーツ少年団本部 スポーツ推進委員会議 中学校 PTA	関係団体への説明	体育協会 文化協会 連合自治会 スポーツ少年団本部 スポーツ推進委員会議 中学校 PTA	外部指導者研修会	外部指導者 5人 出席
地域移行情報交換会	本別町・陸別町	外部指導者配置に向けた協議	バトミントン部	地域移行情報交換会	本別町・陸別町
スポーツ少年団指導者との情報交換	7団体指導者	外部指導者との協議	外部指導者 6人 出席	外部指導者配置に向けた協議 (学校長、顧問、バトミントン連盟、保護者会)	バトミントン部
アンケート実施	中学校教職員・生徒・保護者・小学校5・6年生保護者	アンケート実施 (外部指導者配置部活動)	陸上部・卓球部・スケート部の顧問、生徒、保護者	※検討協議会開催予定 ※アンケート実施予定 (外部指導者配置 3部活の生徒・保護者)	
部活動顧問からの聞き取り	8部活動	※外部指導者設置要綱施行 (休日部活動への報酬等支払い開始)			
外部指導者との協議	スケート連盟 陸上指導者 卓球指導者				

●足寄町における部活動の地域展開

足寄町では、部活動の受け皿となり得る町内のスポーツ団体、文化芸術団体、指導者と学校をつなぐ「部活動地域移行体制整備総括コーディネーター」を令和5年4月1日に配置しました。現在に至るまで、部活動地域移行体制整備総括コーディネーターを中心に、文部科学省が推進する地域の人材が指導する新しい活動である「地域クラブ活動」に移行するため、校長、部活動顧問、外部指導者、加盟団体と協議し、足寄中学校の8つの部活動の中から、3つの部活動に外部指導者を配置して活動しています。

「外部指導者設置要綱」は令和6年5月に施行し、令和6年度には8人の外部指導者に指導者謝礼で710千円、大会引率旅費で176千円を支給しました。令和7年度は6人の外部指導者が登録されています。外部指導者が配置されている部活においては、休日の部活動を外部指導者のみで運営する等、外部指導者の活動の枠を広げています。その他の部活動についても、外部指導者を早期に配置できるよう競技団体等と協議を進めているところです。謝礼・旅費等は、令和7年度までは休日の部活動を支給対象としておりましたが、令和8年度からは平日も含めて支給する予定です。

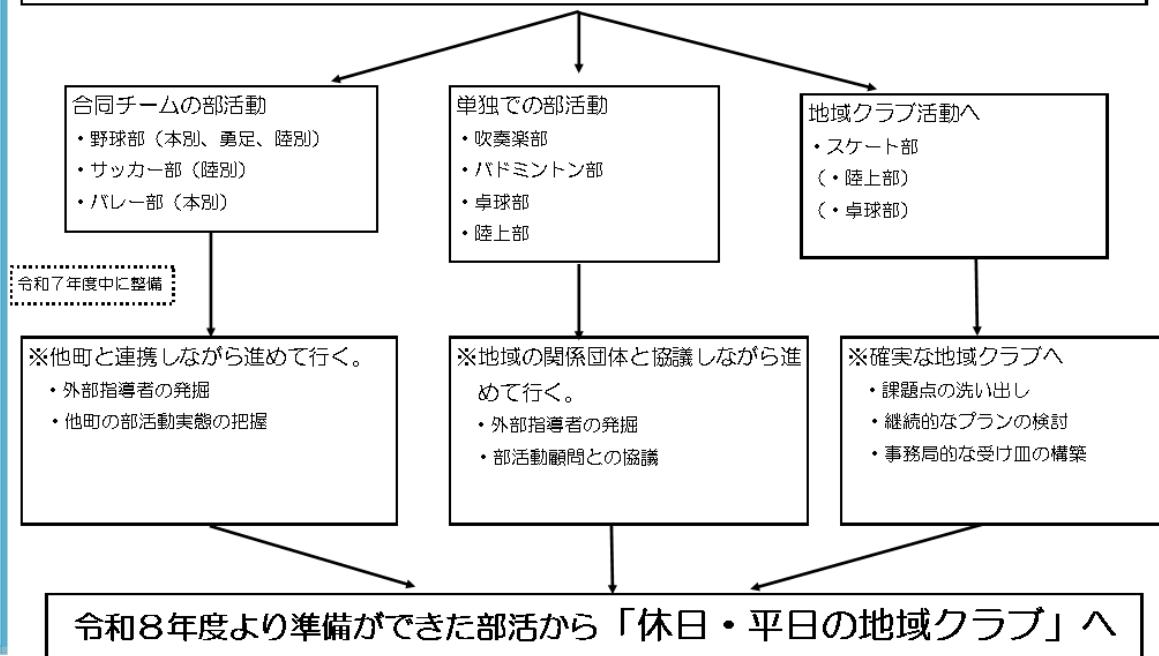
令和7年度 足寄町部活動地域展開の進め方

足寄中学校 部活動（8部活）

吹奏楽部・野球部・陸上部・卓球部・バレー部・サッカー部・バドミントン部・スケート部

部活動ではないが中学生が所属している団体（令和6年度実績）

水泳少年団・トランポリン



スポーツ競技においては、中体連（中学校体育連盟）の大会参加基準が徐々に整備されてきており、地域クラブでの参加に向けた体制整備を目指しています。今後も皆様からのご意見・ご要望を承りながら、持続可能な地域クラブ設立に向け準備を進めます。

学校における働き方改革に関する報告

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。この目的を達成するために、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を実施しています。

＜目標＞

教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内）とする

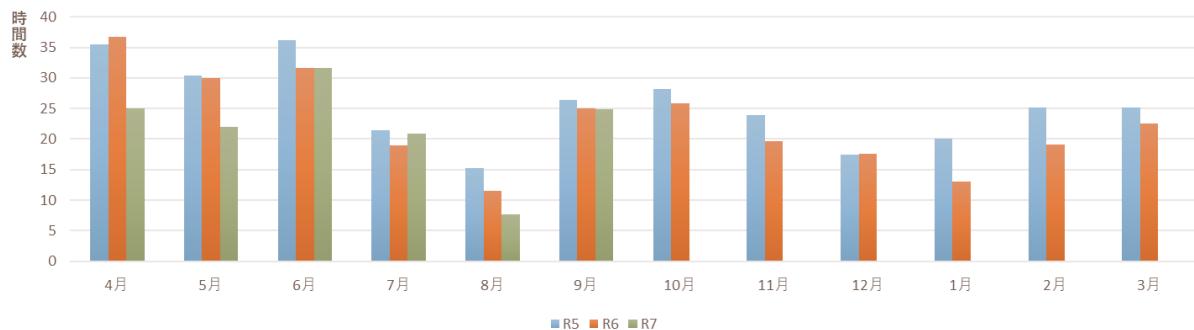
～足寄町立学校における働き方改革アクション・プラン（第3期）

「部活動の地域展開」もこの目的を実現するための取組の一環です。

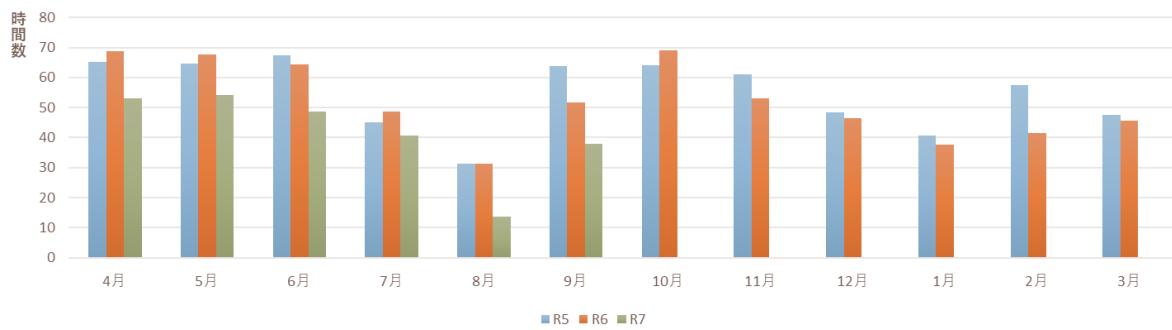
●時間外在校等時間の状況

教職員の業務量の適切な管理並びに健康、福祉の確保のため、在校等時間の客観的な計測や記録を実施し、その状況を町HPにて公表しています（毎月更新）。

月別の時間外在校等時間の推移（小学校）



月別の時間外在校等時間の推移（中学校）



年度別に各月の実績をみると、小学校では横ばいか遅減の傾向がみられます。中学校では、令和6年11月から継続した減少傾向がみられます。スケート部・卓球部の外部指導体制の整備等、部活動の地域展開が要因の一つと考えられます。

子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨のもと、部活動の地域展開を進めるとともに、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有していきます。

【資料】

●足寄町部活動地域移行検討協議会の発足

足寄町部活動地域移行検討協議会設置要綱（令和5年6月14日教育委員会要綱第1号）に基づき、令和5年6月29日には足寄町部活動地域移行検討協議会が設置されました。

任期　自：令和7年6月12日
至：令和8年3月31日

（委員）

	指名	所属	役職
1	阿部 昌己	足寄町立足寄中学校	校長
2	沼田 正俊	足寄町立足寄中学校	PTA会長
3	池田 圭子	足寄町立足寄小学校	校長
4	永守 智	足寄町立足寄小学校	PTA会長
5	石橋 栄	北海道足寄高等学校	校長
6	宇野 浩	足寄町体育協会	会長
7	岩渕 堅志	足寄町スポーツ少年団本部	本部長
8	阿部 嘉宏	足寄町文化協会	会長
9	小松 洋一	足寄町社会教育委員	委員長
10	松本 憲治	足寄町スポーツ推進委員	委員長

○足寄町部活動地域移行検討協議会設置要綱

令和5年6月14日教育委員会要綱第1号

(設置)

第1条 足寄町立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び中学校の教職員における働き方改革の実現を図る観点から、部活動の地域移行に関する準備や諸課題について検討するため、足寄町部活動地域移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討するものとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動（地域の活動として行われる部活動をいう。）の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員12人以内で組織する。

2. 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該年度3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置く。

2. 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3. 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。

4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は教育長が行う。

2. 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討協議会の庶務は、教育委員会教育総務室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

○足寄町立中学校部活動外部指導者設置要綱

令和6年9月9日教育委員会要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、足寄町立中学校（以下「中学校」という。）における部活動の地域移行の推進及び休日等の部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図るために、中学校に設置する部活動外部指導者に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「外部指導者」とは、中学校において編成された部活動における専門的技術に関する指導を行う者とする。

(職務)

第3条 外部指導者は、中学校の部活動において次の職務を行う。

- (1) 部活動における実技の指導及び助言
- (2) 部活動として参加する各種大会、練習試合等における実技の指導及び助言
- (3) その他部活動に関する事。

(委嘱)

第4条 外部指導者は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

1. 学校教育に熱意と理解があり、校長が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、部活動顧問と連携することができる者

2. 部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切にできる者

3. 生徒の人格を傷つける言動や体罰を禁じ、服務を厳守することができる者

(服務)

第5条 外部指導者は、「学校の部活動に係る活動方針」を厳守し、校長の指示に従い、校長及び部活動顧問と連携を図り活動しなければならない。

2. 外部指導者は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(任期)

第6条 外部指導者の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

(活動時間)

第7条 外部指導者の1日の活動時間は平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。ただし、必要に応じて校長が指示することができる。

(活動場所)

第8条 外部指導者の活動場所は中学校とする。ただし、必要に応じて校長が指示することができる。

(謝金)

第9条 外部指導者への謝金は、1時間当たり1,000円とし、部活動として参加する各種大会、練習試合等において町外へ移動を要した時間も対象とする。ただし、謝金の上限は1日当たり5,000円かつ1月当たり50,000円とする。

(費用弁償)

第10条 外部指導者が職務のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第11条 教育委員会は、外部指導者が心身の故障により職務の遂行に堪えないとき、その他特別の理由があると認めるとときは、第6条の規定による任期中ににおいても解任することができる。

(実績報告)

第12条 校長は、活動時間における外部指導者の毎月の活動実績について、日程表（任意様式）及び外部指導者活動実績簿（別記様式）により教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(2) 令和8年度主な総合計画計上事業について

単位：千円

所 管	事 業 名	事 業 内 容	事業費
教育総務室	学校施設照明LED化事業	全小中学校の照明機器をLED化	77,198
	足寄高等学校海外研修派遣事業	高校2年生を本町の姉妹都市であるカナダ・アルバータ州ウェタスキウイン市へ派遣	23,556
生涯学習室	総合体育館エアコン設備整備事業	総合体育館のエアコン設備整備	14,508
	総合体育館照明LED化事業	総合体育館の照明機器をLED化	25,616

※ 事業費が大きな主な計画

(3) その他